07191P-00

2018年度版

TAC行政書士講座

みんなが欲しかった！

行政書士の40字記述式問題集

赤シート対応

記述式を制する者が
行政書士試験を制する！

詳細な解法テクニックを掲載！

記述式対策の
解き方・考え方
が身につく

＋

身につけた解き方・考え方を
問題集ですぐに
確認できる

多肢選択式問題も収録！

EYE LOVE EYE

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

行政書士試験で難しいとされている「記述式問題」ですが、300点満点中、60点の配点を占めています。記述式問題を得点源にできるようになれば、これほど心強いことはありません。

そこで、初学者から学習経験者まで、行政書士試験の全受験生が、記述式問題で50点ラインを越えられる実力を養ってもらうことを最大の目的として、本書を書き上げました。

まず、記述式問題の【解法マニュアル】として、40字記述式問題の解法を徹底的にマニュアル化しました。このマニュアルにしたがって、記述式問題に取り組んでいただくことで、記述式問題での得点が安定してきます。

また、記述式問題の【解法テクニック】として、行政法と民法の科目別に過去問を使用して、出題形式別に記述式問題の解き方を解説します。出題形式を押さえることで、問題で要求されているポイントを外さないで書くことができるようになります。

さらに、記述式問題の【実戦編】として、過去問の出題傾向を徹底的に分析し、今後、出題の可能性が高いテーマを網羅的にマスターできるようなＴＡＣオリジナルの記述式問題ばかりを掲載しています。この問題をものにしていただくことで、本試験に対応できるだけの実戦力と知識を身につけることができます。

加えて、多肢選択式問題の対策として、【多肢選択式問題】も付けてあります。

本書の解法テクニックを前提に、記述式問題をマスターして、あなたの行政書士試験合格をグッと強く手元に引き寄せてください。

あなたの平成30年度の行政書士本試験合格を心より祈念しております。

ＴＡＣ行政書士講座

本書の特長と使い方

① 問題類型別解法テクニック

問題

実際の行政書士本試験で出題された問題です。資格試験攻略のためには、必ず押さえなければならないのが過去問です。過去問の出題形式を押さえることによって、記述式対策の第一歩が始まります。

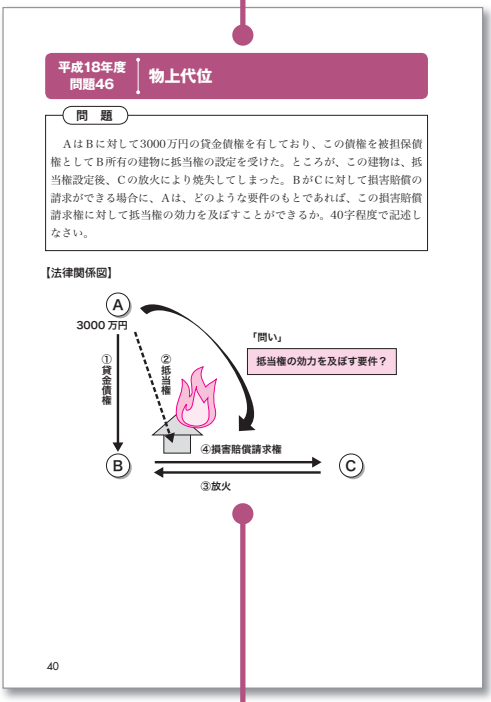

平成18年度 問題46 物上代位

問 題

AはBに対して3000万円の貸金債権を有しており、この債権を被担保債権としてB所有の建物に抵当権の設定を受けた。ところが、この建物は、抵当権設定後、Cの放火により焼失してしまった。BがCに対して損害賠償の請求ができる場合に、Aは、どのような要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができるか。40字程度で記述しなさい。

【法律関係図】

40

法律関係図

事案を視覚的に把握するための法律関係図です。法律問題を短時間で正確に解くためには、登場人物を図に描いて全体像を正確につかむことが必須です。この図をみて事案を正確に把握する練習をしてください。また、自分が図を描くときの参考としてください。

問題文の構造

問題を読み解くには、問題文を正確に把握することが必要です。まずは、問題文の構造を大きくとらえることで、問題文を正確に把握する足掛かりにします。

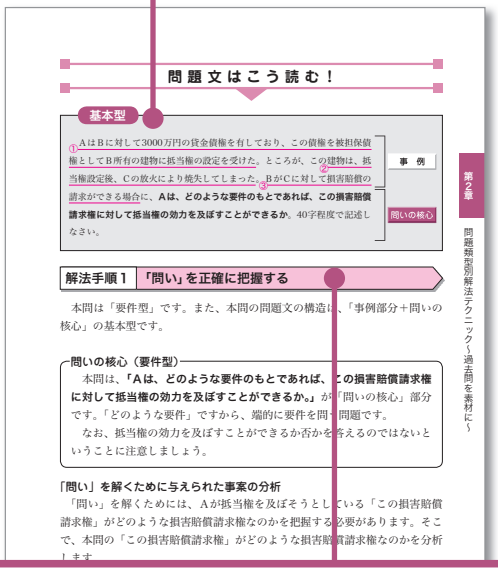

問題文はこう読む！

基本型

①AはBに対して3000万円の貸金債権を有しており、この債権を被担保債権としてB所有の建物に抵当権の設定を受けた。ところが、②この建物は、抵当権設定後、Cの放火により焼失してしまった。BがCに対して損害賠償の請求ができる場合に、③**Aは、どのような要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができるか**。40字程度で記述しなさい。

事例

問いの核心

解法手順1　「問い」を正確に把握する

本問は「要件型」です。また、本問の問題文の構造は、「事例部分＋問いの核心」の基本型です。

問いの核心（要件型）

本問は、**「Aは、どのような要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができるか。」**が「問いの核心」部分です。「どのような要件」ですから、端的に要件を問う問題です。

なお、抵当権の効力を及ぼすことができるか否かを答えるのではないということに注意しましょう。

「問い」を解くために与えられた事案の分析

「問い」を解くためには、Aが抵当権を及ぼそうとしている「この損害賠償請求権」がどのような損害賠償請求権なのかを把握する必要があります。そこで、本問の「この損害賠償請求権」がどのような損害賠償請求権なのかを分析します。

第2章　問題類型別解法テクニック～過去問を素材に～

解法手順

記述式問題を解く手順、いわば「解法マニュアル」です。

全問題を

①「問い」を正確に把握する

②「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

③「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

④「問い」に呼応する「答え」をつくる

という４つの手順で解きます。これを繰り返すことで、記述式問題の「正しい解法手順」が自然と身に付くようになります。

記述式解法・ここがポイント！

ここでは、解答作成術について解説しています。記述式問題は、条文・判例をそのままの形で書けばよいというものではありません。「問い」の形に合わせてどのように条文や判例をまとめるか、その方法や、つじつまの合わせ方をマスターします。

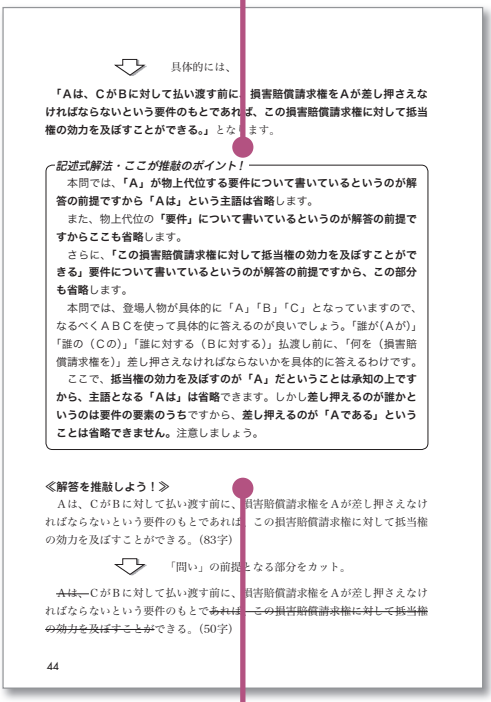

⇩　具体的には、

「Aは、CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならないという要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができる。」となります。

記述式解法・ここが推敲のポイント！

本問では、**「A」が物上代位する要件について書いているというのが解答の前提ですから「Aは」という主語は省略**します。

また、物上代位の**「要件」について書いているというのが解答の前提ですからここも省略**します。

さらに、**「この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができる」要件について書いているというのが解答の前提ですから、この部分も省略**します。

本問では、登場人物が具体的に「A」「B」「C」となっていますので、なるべくＡＢＣを使って具体的に答えるのが良いでしょう。「誰が(Aが)」「誰の（Cの)」「誰に対する（Bに対する)」払渡し前に、「何を（損害賠償請求権を)」差し押さえなければならないかを具体的に答えるわけです。

ここで、**抵当権の効力を及ぼすのが「A」だということは承知の上ですから、主語となる「Aは」は省略**できます。しかし**差し押えるのが誰かというのは要件の要素のうち**ですから、**差し押えるのが「Aである」ということは省略できません。**注意しましょう。

≪解答を推敲しよう！≫

Aは、CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならないという要件のもとであれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことができる。(83字)

⇩　「問い」の前提となる部分をカット。

~~Aは、~~CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならないという要件のもとで~~あれば、この損害賠償請求権に対して抵当権の効力を及ぼすことが~~できる。(50字)

44

解答を推敲しよう！

解答の仕上げは、作成した解答を「40字程度」に推敲することです。キーワードを落とさず、また、解答の内容を崩さずに、どのように推敲するかの手順を示しています。

解答例

行政書士試験研究センターが発表した解答例で、出題者が望む答えです。どのような解答をつくればよいのか、正解が示されています。

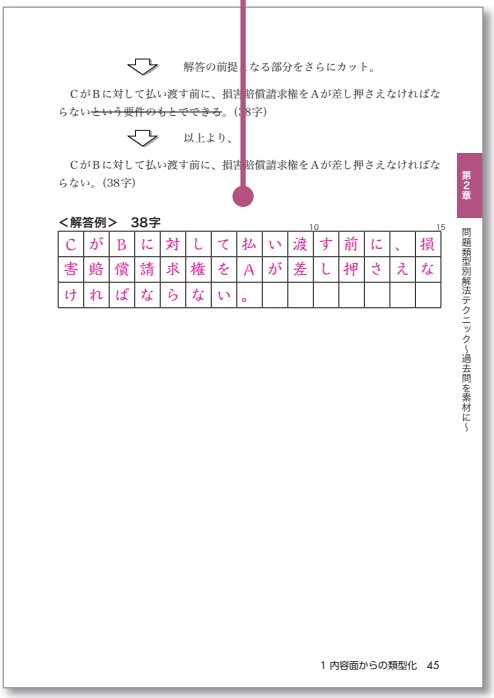

解答の前提となる部分をさらにカット。

CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならない~~という要件のもとでできる~~。(38字)

以上より、

CがBに対して払い渡す前に、損害賠償請求権をAが差し押さえなければならない。(38字)

＜解答例＞　38字

C	が	B	に	対	し	て	払	い	渡	す	前	に	、	損
害	賠	償	請	求	権	を	A	が	差	し	押	さ	え	な
け	れ	ば	な	ら	な	い	。							

第2章　問題類型別解法テクニック～過去問を素材に～

1 内容面からの類型化　45

② 実戦編

問題

出題傾向を踏まえて作成した、出題可能性が高い論点のオリジナル問題です。その中でも重要度の高いものから順に★★★〜★のランクを付しています。

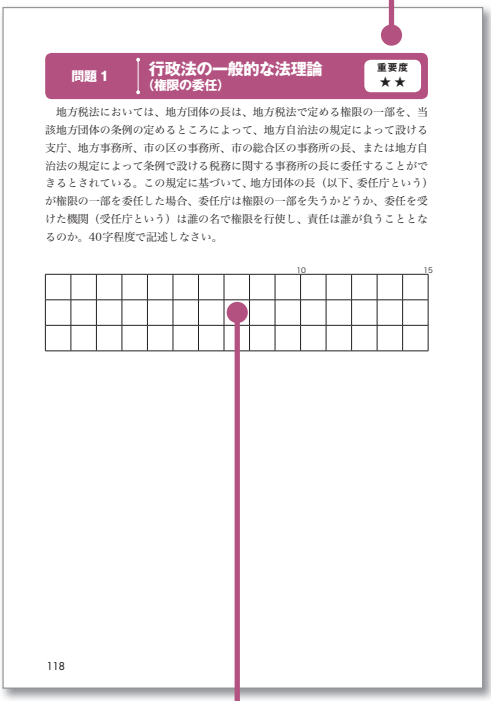

問題 1　行政法の一般的な法理論（権限の委任）　重要度 ★★

地方税法においては、地方団体の長は、地方税法で定める権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによって、地方自治法の規定によって設ける支庁、地方事務所、市の区の事務所、市の総合区の事務所の長、または地方自治法の規定によって条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができるとされている。この規定に基づいて、地方団体の長（以下、委任庁という）が権限の一部を委任した場合、委任庁は権限の一部を失うかどうか、委任を受けた機関（受任庁という）は誰の名で権限を行使し、責任は誰が負うこととなるのか。40字程度で記述しなさい。

10　15

118

解答欄

本試験ではほとんどの問題で15マス×3段の解答欄が設けられています。実際に解答を書いて、40字程度にまとめる訓練を行いましょう。

解説

第１章 記述式問題・解法マニュアル、第２章 問題類型別解法テクニックと同じ流れで、解答への道筋を示しています。

（内容）要件・効果型 （形式）一行問題型

手順１ 「問い」を正確に把握する

権限の委任が行われた場合の委任庁の権限の効果と、受任庁の権限の行使の方法とその責任の所在。

手順２ 「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

（問いの形） 委任庁は権限の一部を失うかどうか、受任庁は誰の名で権限を行使し、責任は誰が負うこととなるのか。

↓

（答えの形） 委任庁は権限の一部を「失う or 失わない」、また、受任庁は「○○」の名で権限を行使し、責任は「□□」が負うこととなる。

手順３ 「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

権限の委任とは、行政庁が、その権限の一部を下級行政庁やその他の行政機関に委譲して、その行政機関の権限として行わせることをいいます。

権限については、委任行政庁（本問の地方団体の長）はその権限を失い、受任機関（市の区の事務所の長など）が、委任された権限を自己の権限として、自己の名と責任において行使することになります。

手順４ 「問い」に呼応する「答え」をつくる

委	任	庁	は	権	限	の	一	部	を	失	い	、	受	任	庁	は	自	己	の
名	で	権	限	を	行	使	し	、	責	任	は	受	任	庁	が	負	う	こ	と
と	な	る	。																

（44字）

採点基準

委任庁は権限の一部を失い …… 8点
受任庁は自己の名で権限を行使し …… 6点
責任は受任庁が負う …… 6点

第3章 〈実戦編〉行政法

行政法の一般的な法理論 119

解答例

配点されるキーワードをすべて盛り込んだ40字程度の解答例です。赤シートで隠しながら学習できます。

シリーズ紹介と活用法

以下では、「みんなが欲しかった！行政書士シリーズ」の内容とその効果的な使い方を端的に紹介します（なお、書名等は変更される場合があります）。各書籍の特徴をよく理解して、効果的な学習をしてください。

実力養成

教科書

シリーズの根幹となる基本書。図表とイラスト中心のわかりやすい解説で、本当に独学者が欲しかった4色フルカラーの教科書です。イメージをつかみながら、じっくりと読み込みましょう。

リンク

問題集

「みんなが欲しかった！行政書士の教科書」に準拠した問題集。繰り返し出題されている論点は過去問題で、未出題論点はオリジナル問題で学習できるようになっています。

リンク

最重要論点150

試験全科目の中から重要項目150をしぼりこみ、表形式でポイントを整理。見開き２ページで１テーマなので、暗記学習に最適です。

判例集

出題される可能性のある重要判例を網羅した判例集で、憲法、民法、行政法、商法を収録。重要度に応じて取扱いを変えているので、メリハリをつけた判例学習が可能です。

過去問演習

5年過去問題集

５年分の本試験問題を年度別に収録。正答率と、覚えておきたい問題と捨問を明示しているので、実力チェックに最適です。

肢別問題集

一問一答式で法令科目の過去問題を収録。肢ごとに重要度ランク・復習ポイントを記載し、肢を切るポイントを明示しているので、効率的な学習が可能です。

記述対策

40字記述式問題集

40字記述式問題対策の問題集。過去問題を題材にした解法マニュアルと、過去問題＆オリジナル予想問題が１冊に集約されているので、段階的に学習できます。

直前期

本試験をあてる TAC直前予想 行政書士

出題傾向を徹底分析した予想問題を３回分収録。問題部分は取り外し式になっているので、本試験のシミュレーションが行えます。

合　　格

CONTENTS

第１章　記述式問題・解法マニュアル

1 記述式問題ってなに???
～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！ …… 2
（1）記述式問題とは …… 2
（2）記述式問題での得点の妙味 …… 3
（3）記述式問題を解くための大前提 …… 3

2 記述式問題の対策をしよう！ …… 5
（1）記述式問題で求められるものは？ …… 5
（2）要求される知識は択一も記述も共通なのだ！ …… 5
（3）対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう） …… 6
（4）条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！ …… 8

3 記述式問題・解法マニュアル …… 9
（1）解法手順１　「問い」を正確に把握する …… 12
① 問題文の形から「問い」全体をつかもう（記述式問題の基本構造）
② 実際の問題を使って問題を把握してみる
（2）解法手順２　「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる …… 21
（3）解法手順３　「答え」を完成させる知識を記憶喚起する …… 23
①「問い」に答えるためには知識が必要
②「問い」に答えるための知識とは？
③ 条文・判例を記憶する　～記憶すべき条文・判例
④ 基本的な条文・判例とは？　～記憶すべき条文・判例の明確化
⑤ 基本的な条文・判例の記憶法
★超重要★「そもそも何が問われているの？」
～記憶喚起すべき知識にたどりつく方法 …… 26
（4）解法手順４　「問い」に呼応する「答え」をつくる …… 30
～「○○」に、喚起した知識をはめ込んで解答を作成し、推敲作業へ
① 解答手順２でつくった「答えの形」のなかの「○○」「△△」を穴埋め
② 40字程度に推敲する

③ 推敲作業から解答が正しいかどうかをさぐる（文字数からの確認作業）
④ 誤字脱字がないかを確認
⑤「問い」に呼応しているかどうかを確認
（5）記述式問題対策として訓練しなければならないこと …… 32

第２章　問題類型別解法テクニック　～過去問を素材に～

1　内容面からの類型化 …… 34
（1）要件型（民法に多い）…… 38
平成18年度問題46　物上代位 …… 40
（2）効果型（行政法に多い）…… 46
平成22年度問題44　事情判決の意義 …… 48
（3）要件・効果型（民法に多い）…… 53
平成25年度問題45　無権代理人に対する責任追及 …… 54
（4）事例把握型（民法）…… 61
平成21年度問題45　保証債務（求償権） …… 62
（5）基本概念定義型（行政法に多い）…… 69
平成26年度問題44　公の施設 …… 70
（6）条文趣旨型（民法）…… 77
平成22年度問題46　不法行為債権が相殺できない趣旨 …… 78

2　形式面からの類型化 …… 83
（1）一行問題型（民法・行政法いずれも）…… 83
平成23年度問題44　即時強制 …… 84
平成29年度問題46　不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効 …… 92
（2）空欄補充型（民法）…… 97
平成24年度問題46　遺留分 …… 98
（3）解答欄分割型（民法）…… 105
平成26年度問題46　他人物売買の売主の解除権 …… 106

第３章　〈実戦編〉行政法

1　行政法出題履歴一覧表 …… 114

2　〈行政法〉過去問の分析による傾向と対策 …… 115

（１）出題形式から探る出題傾向①（効果型が中心となる理由）…… 115
（２）出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由）…… 116
（３）過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ）…… 116
（４）〈行政法〉記述式問題の対策 …… 117

問題１　行政法の一般的な法理論（権限の委任）…… 118
問題２　行政法の一般的な法理論（許可）…… 120
問題３　行政法の一般的な法理論（公定力）…… 122
問題４　行政法の一般的な法理論（行政代執行）…… 124
問題５　行政手続法（申請に対する処分）…… 126
問題６　行政手続法（処分理由の提示）…… 128
問題７　行政手続法（不利益処分・聴聞①）…… 130
問題８　行政手続法（不利益処分・聴聞②）…… 132
問題９　行政手続法（行政指導）…… 134
問題10　行政不服審査法（審理員の選任方法）…… 136
問題11　行政不服審査法（誤った教示）…… 138
問題12　行政不服審査法（執行停止の取消し）…… 140
問題13　行政不服審査法（審理員意見書）…… 142
問題14　行政不服審査法（審査請求に対する裁決）…… 144
問題15　行政事件訴訟法（処分性）…… 146
問題16　行政事件訴訟法（裁量行為）…… 148
問題17　行政事件訴訟法（訴えの変更）…… 150
問題18　行政事件訴訟法（執行停止）…… 152
問題19　行政事件訴訟法（差止め訴訟①）…… 154
問題20　行政事件訴訟法（差止め訴訟②）…… 156
問題21　行政事件訴訟法（争点訴訟）…… 158
問題22　国家賠償法（１条「職務を行うについて」）…… 160
問題23　国家賠償法（２条）…… 162
問題24　地方自治法（直接請求）…… 164

問題25　地方自治法（特別的拒否権）…… 166

第４章　〈実戦編〉民法

1　民法出題履歴一覧表 …… 170

2　〈民法〉過去問の分析による傾向と対策 …… 172

（１）出題形式から探る出題傾向①（要件型が中心となる理由）…… 172

（２）出題形式から探る出題傾向②（事例問題が中心となる理由）…… 173

（３）過去問から読み解く出題傾向（択一式過去問で出題されたところ
＋過去問で出題されたところの理解の前提となる条文）…… 174

（４）〈民法〉記述式問題の対策 …… 174

問題１　総則（制限行為能力者）…… 176

問題２　総則（行為能力者の相手方の催告）…… 178

問題３　総則（心裡留保）…… 180

問題４　総則（94条２項の第三者）…… 182

問題５　総則（第三者の錯誤無効の主張）…… 184

問題６　総則（詐欺・強迫の善意の第三者）…… 186

問題７　総則（隔地者に対する意思表示）…… 188

問題８　総則（代理権の濫用）…… 190

問題９　総則（無権代理人の責任）…… 192

問題10　総則（援用権の喪失）…… 194

問題11　総則（取得時効の要件）…… 196

問題12　物権総論（物権的請求権）…… 198

問題13　物権総論（占有権の取得）…… 200

問題14　物権総論（指図による占有移転の要件）…… 202

問題15　物権総論（占有の態様等に関する推定）…… 204

問題16　物権総論（盗品または遺失物の回復）…… 206

問題17　物権総論（占有保全の訴え）…… 208

問題18　物権総論（加工）…… 210

問題19　物権総論（共有者死亡時の共有持分の帰属）…… 212

問題20　物権総論（地役権の時効取得）…… 214

問題21　担保物権（留置権と同時履行の抗弁）…… 216

問題22　担保物権（留置権者による果実の収取）…… 220
問題23　担保物権（質権の対抗要件①）…… 222
問題24　担保物権（質権の対抗要件②）…… 224
問題25　担保物権（物上代位と差押債権者との優劣）…… 226
問題26　担保物権（抵当権と賃借権の対抗関係）…… 228
問題27　担保物権（抵当権侵害①）…… 230
問題28　担保物権（抵当権侵害②）…… 232
問題29　担保物権（法定地上権）…… 234
問題30　担保物権（抵当建物使用者の引渡しの猶予）…… 236
問題31　債権総論（種類債権の特定と注意義務）…… 238
問題32　債権総論（選択権の移転）…… 240
問題33　債権総論（受領遅滞の要件）…… 242
問題34　債権総論（損害賠償の範囲）…… 244
問題35　債権総論（債権者代位権と不当利得）…… 246
問題36　債権総論（債務不履行と詐害行為取消権）…… 248
問題37　債権総論（連帯債務の相対効）…… 250
問題38　債権総論（保証債務に生じた事由）…… 252
問題39　債権総論（第三者弁済）…… 254
問題40　債権総論（準占有者に対する弁済）…… 256
問題41　債権総論（口頭の提供）…… 258
問題42　債権総論（相殺）…… 260
問題43　債権各論（同時履行の抗弁）…… 262
問題44　債権各論（危険負担）…… 264
問題45　債権各論（契約の解除）…… 266
問題46　債権各論（売主の担保責任）…… 268
問題47　債権各論（賃借権の対抗要件）…… 270
問題48　債権各論（賃借人の意思に反する保存行為）…… 272
問題49　債権各論（賃借人の費用償還請求）…… 274
問題50　債権各論（賃貸借の更新）…… 276
問題51　債権各論（請負人の担保責任）…… 278
問題52　債権各論（請負契約の解除）…… 280
問題53　債権各論（請負契約と不当利益）…… 282

問題54　債権各論（監督義務者の責任）…… 286
問題55　債権各論（共同不法行為と使用者責任と求償）…… 288
問題56　債権各論（土地工作物責任）…… 292
問題57　債権各論（過失相殺）…… 294
問題58　親族（婚姻・夫婦間の契約）…… 296
問題59　親族（利益相反行為）…… 298
問題60　相続（相続人と相続分）…… 300
問題61　相続（成年被後見人の遺言）…… 302

第５章　多肢選択式問題

問題 1　憲法人権（法の下の平等①）…… 306
問題 2　憲法人権（法の下の平等②）…… 308
問題 3　憲法人権（法の下の平等③）…… 310
問題 4　平成20年度本試験問題41 …… 312
問題 5　憲法人権（信教の自由①）…… 314
問題 6　憲法人権（信教の自由②）…… 316
問題 7　平成27年度本試験問題41 …… 318
問題 8　平成25年度本試験問題41 …… 320
問題 9　平成24年度本試験問題41 …… 322
問題10　憲法人権（職業選択の自由）…… 324
問題11　憲法人権（財産権の保障）…… 326
問題12　平成21年度本試験問題41 …… 328
問題13　平成26年度本試験問題41 …… 330
問題14　憲法統治（財政）…… 332
問題15　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用①）…… 334
問題16　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用②）…… 336
問題17　行政法の一般的な法理論（私法法規の適用③）…… 338
問題18　平成19年度本試験問題42 …… 340
問題19　平成27年度本試験問題42 …… 342
問題20　行政法の一般的な法理論（委任命令）…… 344
問題21　平成24年度本試験問題42 …… 346

問題22　平成21年度本試験問題43 …… 348
問題23　行政法の一般的な法理論（受益的行政行為の撤回）…… 350
問題24　平成22年度本試験問題43 …… 352
問題25　平成25年度本試験問題42 …… 354
問題26　行政手続法（理由の提示）…… 356
問題27　行政事件訴訟法（処分性①）…… 358
問題28　行政事件訴訟法（処分性②）…… 360
問題29　行政事件訴訟法（原告適格）…… 362
問題30　平成26年度本試験問題42 …… 364
問題31　平成19年度本試験問題43 …… 366
問題32　平成23年度本試験問題43 …… 368
問題33　平成25年度本試験問題43 …… 370
問題34　平成18年度本試験問題42 …… 372
問題35　平成27年度本試験問題43 …… 374
問題36　平成20年度本試験問題43 …… 376

第1章

記述式問題・解法マニュアル

1 記述式問題ってなに？？？
～記述式問題は行政書士試験攻略のキーポイント！

（1）記述式問題とは

行政書士試験において１問の配点が最も高いのが、「記述式問題」です。記述式問題は、別名「40字記述」とも呼ばれたりします。記述式問題をどうやって攻略するかが行政書士試験に合格するためのポイントです。

この「記述式問題」とは、与えられた「問い」に、40字程度で「答え」を書く問題です。全60問中３問出題されます。

具体的な形式は以下のとおりです。

ex.　～について、40字程度で記述しなさい。

この45マスに、鉛筆で１マスに１字ずつ埋めていき、40字程度の答えを完成させます。平成26年度問題46では、25マスと20マスに分割される形の出題がありましたが、１問トータル45マスには変わりありませんでした。

60問中たった３問とはいっても、１問20点もの配点があります。つまり、３問で60点になります。

60問中54問を占める５肢択一式問題（５つの選択肢から１つの答えを選ぶマーク式問題）の配点が１問４点ですから、**記述式１問で択一式５問分**の配点です。相当に大きい配点といえますよね。

【行政書士試験300点の内訳】

記述 60点	多肢 24点	５肢択一式 216点

１問20点ですが、０点か20点かというわけではなく、部分配点があります。

答えとなるキーワードが複数あり、例えば、１つ書ければ６点、２つ書ければ14点、全部書ければ20点というように、２点きざみで０点から20点まで得点が付きます。

（２）記述式問題での得点の妙味

配点が大きいため、記述式問題での得点が行政書士試験の合格を大きく左右します。この配点の高さこそ、記述式問題が行政書士試験で重要だといわれる最大の理由です。60点満点中**30点～40点は確保**したいところです。

本書では、受験生のアッパーレベル、50点を突破できるようになるためのコツをつかむことを学びます。

もし、記述式で40点～50点、多肢選択式で20点得点できれば、５肢択一式では216点中110点～120点で合格ということになります。

マークシート部分は約半分の得点で合格をつかみとることができるわけですから、気持ち的にもすごく楽になります。

そこが記述式問題の妙味といえます。

【行政書士試験合格点180点のイメージ】

（３）記述式問題を解くための大前提

①　文字を書く機会を増やそう

５肢択一式や多肢選択式のようなマークシート式の問題と異なり、記述式問題は、実際に文章を鉛筆で書かなければなりません。そのため、「**書く練習**」が必要です。

ところが、パソコンや携帯の普及で、自分の手で字を書く機会が極端に減ってきています。そのため簡単な漢字を忘れてしまうこともあります。

本試験で簡単な漢字が思い出せないということにならないよう、意識的に文章を書く癖をつけましょう。

具体的には、予備校などで講座を受けている方なら、板書をノートするときに記述を意識することです。独学の方であれば、択一式問題を解いていて間違えた条文や判例を実際に書いてみることもよいでしょう。

ただ、ここで１つ注意があります。

「実際に書きましょう」と書きましたが、民法や行政法の条文を第１条から**書き写すことは絶対にやめましょう**。時間がかかるうえに、実際のところ、ただ機械的に「文字」を書き写すだけになってしまうことが多く、頭には残らないからです。

②　丁寧なカクカクした字を書く練習をしよう

あなたが書いた答案は、採点者に読んでもらわなければなりません。ですから、**採点者が読める字を書く**ことは記述式問題で得点するための大前提です。「自分が読めるから」ではなく、「採点者が読める字を書く」ことを強く意識することが必要です。常用漢字を楷書で丁寧に書きましょう。

また、誤字脱字は減点対象となりますので、気を付けましょう。

「でも、自分は字がきたなくて」と悩んでいる方もいらっしゃるでしょう。心配する必要はありません。誰でも、「読める字」、「誤字だと勘違いされない字」を書く方法があります。それはなるべく「**カクカク書く**」ことです。一画一画をかみしめるようにして、一画書くたびに鉛筆を紙から離します。

達筆で書く必要は全くありません。逆に、さらさらと続け字を書くことは、書き方によっては誤字と判定される可能性もありますから気をつけてください。

例えば、下記の「法」の部首は「さんずい」ですが、×の字はどう見ても、ただのくねくねした線で、「さんずい」ではありません。また、その下は「な」のつもりが、「る」になってしまっています。

略字も避けましょう。略字は、常用漢字にはありませんから減点の対象です。

2 記述式問題の対策をしよう！

（1）記述式問題で求められるものは？

記述式問題は、マーク式と異なり鉛筆を使って文章を書きますから、すごく難しいイメージがあるようです。

同じ「文章を書く」ものに、読書感想文や小論文があります。たしかに、読書感想文や小論文の場合、自分の考えをうまくまとめて、論理的に筋の通った文章に仕上げなければならず、難しいといえます。そのイメージがあるためでしょうか、「記述式問題」といわれると、すごく難しく感じるようです。

しかし、記述式問題は読書感想文や小論文と決定的に違うところがあります。記述式問題は、「あなたの感想を書いてください。」とか、「あなたの考えを書いてください。」といった、百人百様の書き方や考え方がある「正しい答えがない問題」ではない、ということです。

記述式問題は、一言でいうと、「条文にはなんて書いてあるの？」「判例はなんて言ってるの？」ということが問われます。ですから、「答え」は、「条文にはこう書いてあります。」「判例はこう言ってます。」ということになります。

このように、記述式問題には、「条文」や「判例」という「客観的に正しい答えがある問題」ということです。

記述式で求められているのは、「自分の考えを書く」ことではなく、「条文に書かれていること」、「判例が言っていること」という「正しい答えを書く」ことなのです。

（2）要求される知識は択一も記述も共通なのだ！

あなたが記述式問題で求められるのは、「条文」や「判例」という「正しい答え」を書くこと、です。では、記述式問題の「正しい答え」となる「条文」や「判例」とは、どの「条文」「判例」をさすのでしょうか？

記述式問題を攻略するために、どのような知識を頭に入れておかなければならないか、ここが一番の悩みどころです。

ここで「記述式問題は難しい」というイメージから、細かい知識をどんどん

増やそうとする人がいます。

しかし、それは誤りです。

記述式問題だからといって、誰も知らないような細かい条文や判例が問われるわけではありません。**記述式問題で要求される法律知識のレベルは、択一式問題で求められる「基本条文」「基本判例」のレベル**なのです。

したがって、択一式問題をしっかり学習して、そこで出題されている基本条文・基本判例を押さえておけば、記述式問題に対応できるだけの知識を十分に獲得することができます。

【記述式問題のためのインプット】

（獲得すべき知識内容）択一・記述　共通

（知識獲得の手段）　択一過去問を解く／テキストを読む

記述式問題のために特別にインプットすべき知識はありません。

記述式問題のためのインプットは、択一式問題で出題されている基本条文・基本判例をしっかり押さえることです。

（3）対策は早い時期から始めよう（合格曲線をイメージしよう）

「インプット」しなければならない知識は択一式問題で要求される知識と同じですから、記述対策として特別に頭に入れなければならない知識はありません。しかし、記述式問題は、その「出題形式」が択一式問題とはかなり異なります。そのため、択一式問題をいくら解いていても、記述式問題の「アウトプット」の練習にはなりません。記述式問題の解き方、書き方を身に付けるためには、記述式問題を解いていくことが必要です。

≪アウトプット≫

（択一式問題対策）

択一過去問や答練などを受け、問題を解く

⇒　時間内で、ケアレスミスをしないようにする。

（記述式問題対策）

記述式過去問を十分に分析し、過去問と同じ形式の記述式問題を解く

⇒　記述式問題の解き方・書き方をマスターする。

【注意】知識は択一式問題を解いて獲得していきますから、**記述式問題は知識を獲得するためではなく、解き方・書き方を練習するために解きます**。問題集を選ぶ際には、短文形式の問題ばかり載っている問題集ではなく、過去問の形式を踏まえた事例形式・長文形式の問題が載っているものを選びましょう。

ところが、「記述式問題を解くにはまだ知識がないから」とか「記述式問題は直前1カ月でやろうと思っているから」という理由で、本試験直前まで記述式問題を解くことを避ける人が数多くいらっしゃいます。

たしかに、下記の合格曲線にあるように、合格者であっても、本試験に合格できるだけの知識が身に付くのは本試験直前です。

【行政書士試験合格曲線】

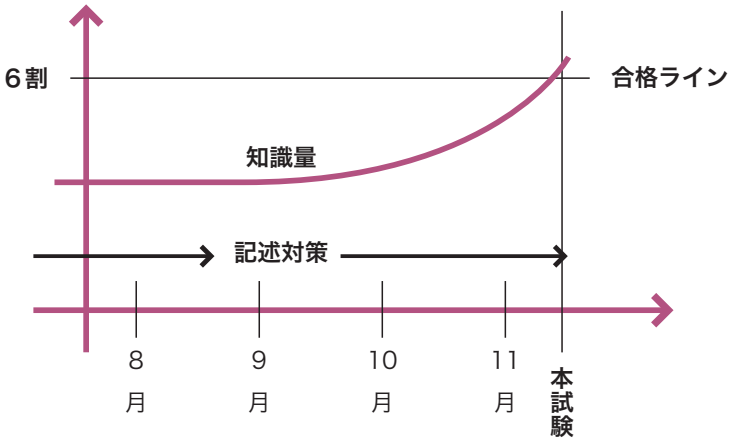

（本試験までの知識量の変化を曲線グラフにしたものです）

本試験では、合格者の得点の多くが180点～200点の間に集中します。つまり、合格者といっても、その知識は、本試験の時点で6割を少し超えるぐらいの知識しかないということです。このことから考えると、合格者の知識量が合格レベルに達する時期は本試験直前ということになります。

また、私の受験指導の経験でも、受験者の知識量が急上昇するのは本試験前の1か月～1か月半です。直前期に全科目の復習を始める頃です。

それにもかかわらず、「知識が身に付いてから……」なんて言っていると、本試験直前まで記述式問題を解く練習をすることができないことになってしまい、結局、本試験日までに記述式問題を解く技術を身に付けることができません。

したがって、本試験で記述式問題を解く技術を身に付けるためには、「知識が身につく」もっと前から、つまり、「知識がまだなくても」記述式問題を解いて、解き方や書き方を練習しておかなければならないことになります。

記述式問題を攻略するためには、知識がなくても、早い時期から問題を解く練習を始める必要があります。

(4)条文・判例を参照しながら、どんどん問題を解こう！

「え～っ?!　そうはいっても、知識がないんだから、問題をやったって解けないし、意味ないんじゃ……」と思うでしょう？

もちろん、知識がないのですから、何も見ずに、持っている知識だけで解こうとしても解けるはずはありません。

ではどうすればよいのでしょうか？

答えは簡単です。問題を解くときに、問題を解くために必要な知識がある状態にすればいいんです。

知識がないのに知識がある状態にするって、どういう意味？？？

記述式問題で問われるのは「基本条文」と「基本判例」です。つまり、記述式問題に必要な知識は「基本条文」と「基本判例」です。

そうであれば、問題を解く際に、机の横に「条文集」や「判例集」を置いて問題を解けばよいのです。そうすれば、問題を解くための知識がある状態で、早いうちから記述式問題を解くことができます。

ただ、注意しなければならないのは、**「条文集」や「判例集」を見ながら解**

くのであって、**問題集に付いている「解答例」を見ながら解くのではない**ということです。

記述式問題は「基本判例」や「基本条文」がさまざまなバリエーションで問われます。**記述式問題を解く意味**は、**決して知識の補充ではなく**、**「基本条文」や「基本判例」を問題のバリエーションに合わせて「答えにつくり変える」練習**をすることです。ですから、問題集の「解答例」を見ながら解いても、「答えを書き写す」だけになってしまい、「基本判例」「基本条文」を「答えにつくり変える」、という練習はできません。

逆の言い方をすれば、「条文そのもの」や「判例そのもの」を見たとしても、問題のバリエーションに合わせて「答えにつくり変える」練習ができていれば、記述式問題の解き方・書き方の訓練として十分なわけです。

このように、本試験で必要な知識がある状態を自ら作り出すことによって、どんどん記述式問題を解いていきましょう。

「法令集」や「判例集」を横に置いて、「条文」「判例」を参照しながら、記述式問題をどんどん解いていきましょう。

3 記述式問題・解法マニュアル

記述式問題も「問題」ですから、受験者が行政書士になるにふさわしい素養を持っているかどうかを試すための「問いかけ」があります。この「問いかけ」に対して、あなたは「私にはその素養がありますよ」ということを、解答をつくることを通じて示す必要があります。

単に「問い」に「答える」といっても、その過程で、「出題者の言っていることが私にはわかりますよ」「だから、私は出題者の『問い』に法的にこのように答えますよ」ということを示さなければなりません。

実は、この「問い」に対して的確に「答える」ことこそ、行政書士という実務家にとって必要なことなのです。実務家が日々行っているのは、お客様から相談を受け、その相談を法的に理解し考え、最良の方法を答えることです。本書ではこれを「**法的対話力**」と呼んでいます。

記述式問題も同じ構造を持っています。記述式問題が、法律実務家としての

〈必要なのは法的対話力〉

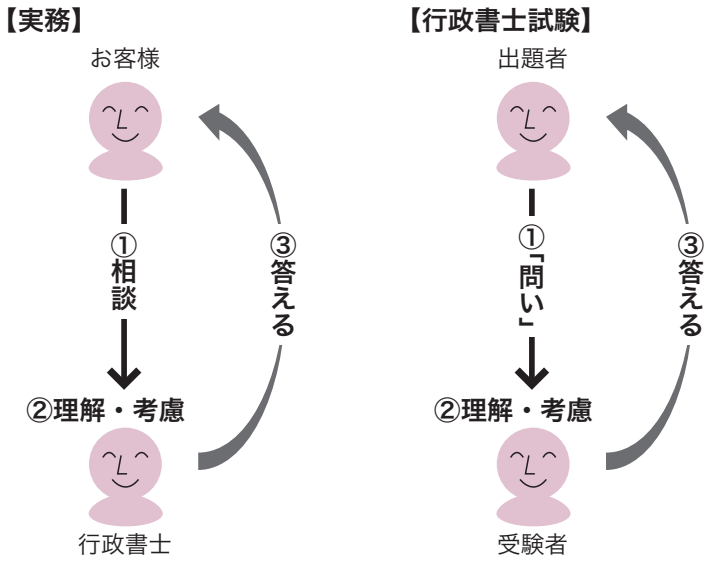

素養があるかないかを試すにはちょうどよい問題形式なわけです。

あなたは行政書士という法律家になろうとしています。「問い」に対しては、「法律家として」答えることができなければなりません。法律家の道具は「法律」と「判例」です。したがって、「法律」と「判例」を使って答えること、**法的対話力を鍛えることが、あなたの行政書士試験での至上命題**ということになります。

この道具を使って「問い」に「答える」ための４つの解法マニュアル（解法手順）をこれから学びますが、法律家の道具「法律」と「判例」を、この手順に従って処理することで記述式問題に的確に「答える」ことができるようになります。

解法マニュアル（解法手順）は、記述式問題を見てから、「答え」を解答欄に書くまでの思考過程です。この解法手順をしっかり頭に入れて、この思考過程に沿って記述式問題を解くことができれば、「答え」を的確に導けるようになり、また、記述式問題を解くことが楽しくなります。

この**解法マニュアル（解法手順）をマスターすることが、本書の神髄**ですから、しっかりとマスターしていきましょう。

【解法マニュアル（解法手順）】

解法手順１≫　「問い」を正確に把握する

↓

解法手順２≫　「問いの形」に合わせて「答えの形」をつくる

↓

解法手順３≫　「答え」を完成させる知識を記憶喚起する

↓

解法手順４≫　「問い」に呼応した「答え」をつくる

①　解法手順１

「問い」をしっかり正確に把握します。

「問い」が正確に把握できないと、正しい「答え」を導き出せないからです。

②　解法手順２

「問いの形」に合わせた「答えの形」をつくります。

実は、法的な知識がなくても、「問いの形」から「答えの形」をつくることができます。この作業が解法マニュアルのなかでも、最も肝心なところです。

③　解法手順３

「答え」となる条文や判例の知識を頭の中から引き出します。

本試験では法令集や判例集の参照はできませんので、頭の中にある記憶だけが頼みの綱です。ただし、知識がなくても練習はしなければなりませんから、知識がまだ十分でない間は、法令集や判例集をみながら、どの条文が問われているのか、どの判例で答えればよいのかを考えます。

④　解法手順４

「問い」に呼応させる形で「答え」をつくり上げます。

解法手順２でつくった「答えの形」（形式）に、解法手順３で喚起した「条文・判例知識」（内容）をはめ込んで、「問い」に対する形式と内容が整備された「答え」を完成させます。さらに、その「答え」を40字程度に「推敲」します。

この解法マニュアル（解法手順）をマスターできれば、記述式問題を得点源にすることができます。

記述式問題がうまく解けなかったり、得点が伸びなかったりする原因は、この解法手順１～４のどれかが欠けているからなのです。単に「知識がない」の一言で片付けないことです。

反対に、解法手順１～４のどこが欠けているのかをあなた自身で把握できれば、そこを徹底的に練習することで、記述式問題が解けるようになります。

記述式問題を得点源にするためには、解法手順１～４のどこが欠けているかを把握し、そこを克服することです。

ここで、解法手順１～４について、もう少し身近な例で説明しましょう。

（１）解法手順１　「問い」を正確に把握する

問題で問われている「問い」を正確に把握しなければ、記述式問題に「答える」ことはできません。「問い」を正確に把握してはじめて「答える」内容が決まります。これが出発点です。

では「問い」を正確に把握するにはどうすればよいのでしょうか。

①　問題文の形から「問い」全体をつかもう（記述式問題の基本構造）

何が問われているのか、その「問い」を正確に把握するためには、まずは問題文を頭から読み始めます。当たり前ですよね。

ただ、与えられた問題文は、ある役割を持った２つの部分から成り立っています。その２つの部分を大きく構造的に把握することで「問い」を「正確に」把握することができます。

「何を問われているのかわからない」「問われていることを間違えてしまう」といったことを防ぐことに役立ちます。

では、「ある役割を持った２つの部分」とは、どういう役割を持った部分なのでしょうか。それは、

① **「問いの核心」となる部分**
② **「問い」を解くために与えられた事例の部分**

の２つです。

「①　問いの核心部分」とは、出題者があなたに対して直接「問いかける」部分です。あなたがつくる「答え」は、この「問いの核心」に対する「答え」にならなければなりません。したがってまずは、この部分をとらえ切ることが第一です。

「**②　問いを解くために与えられた事例の部分**」とは、「問い」を解く前提としてあなたに与えられる、問題ごとに設定された具体的な事案の部分です。問題を解くために与えられた前提条件といってもよいでしょう。したがって、この部分に「問い」はありませんが、「問いの核心」に答えるためには、その前提条件を正確に理解しなければなりません。

「問い」を正確に把握する、とは、「ここが①『問いの核心』部分だな」「ここは②事例の部分だな」と意識しながら、問題文を構造的に把握することなのです。

【問題文の基本構造】

事　例　部　分
「問いの核心」部分

この形が、記述式問題の基本構造となります。基本的には②事例部分が先に示され、①「問い」の核心が後にくる形が多いといえます。

ただし、この基本構造の変形もあります。

たとえば、【問題文の基本構造　変形１】のように、①「問いの核心」部分が先にきて、②事例部分が後にくる場合があります。

〈執筆者紹介〉

小池昌三（TAC行政書士講座講師）

TAC行政書士講座専任講師。駒澤大学大学院法曹養成研究科修了。法務博士（専門職）。ビジネス法務エグゼクティブ®（商工会議所認定）。宅建士有資格者。行政書士有資格者。

法令科目から政経・文章理解に至るまで行政書士試験全科目を幅広く講義する実力派講師。暗記にかたよらない思考型の講義と40字記述式指導に定評があり、「わかりやすさ」と「熱さ」で受験生の支持を得ている。宅地建物取引士試験やビジネス実務法務検定試験®など行政書士試験以外の法律系資格にも造詣が深く、大学の学内講座や企業研修の講師も務める。

行政書士試験ブログ「小池昌三の《燃えていこうぜ》」（https://ameblo.jp/shozo-law/）は、月間５万PVを超え、人気ブログとなっている。

・装丁：黒瀬章夫

みんなが欲しかった！行政書士シリーズ
2018年度版　みんなが欲しかった！行政書士の40字記述式問題集

発行日　2018 年 2 月 20 日
　　初版発行
編著者　TAC株式会社（行政書士講座）
発行者　斎藤博明
発行所　TAC株式会社　出版事業部　（TAC出版）
　　〒101-8383　東京都千代田区神田三崎町3-2-18

　　電話（営業）　03-5276-9492
　　FAX　　03-5276-9674
　　http://www.tac-school.co.jp/
　　https://bookstore.tac-school.co.jp/
© TAC　2018

管理コード　　07191P-00

〈ご注意〉
　本書は，「著作権法」によって，著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき，無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると，著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合，および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には，小社宛許諾を求めてください。